

農業・漁業用免税軽油の免税証交付申請の受付について

平成26年3月から使用する農業用免税軽油および同年4月から使用する漁業用免税軽油の免税証の交付申請を、次の日程により受付します。

- 1 受付日 平成25年12月11日(水)から13日(金)までの3日間
- 2 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 場所

- ① 平成25年12月11日(水)～12日(木) むつ合同庁舎旧館2階小会議室
- ② 平成25年12月13日(金) むつ合同庁舎旧館3階大会議室

※申請書類は郵送でも受け付けていますが、平成25年12月27日(金)必着で提出ください。

4 農業用免税証の申請に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 耕作証明書
- ③ 免税軽油使用者証(初めて申請する方を除く)
- ④ 返信用郵便切手390円分
- ⑤ 使用機械の譲渡証明書(初めて申請する方および使用機械に変更がある方)

5 漁業用免税証の申請に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 免税軽油使用者証(初めて申請する方を除く)
- ③ 返信用郵便切手390円分
- ④ 初めて申請する方及び使用機械に変更がある方は、使用機械の譲渡証明書、漁船の写真(前、後、横、エンジン)および登録証

※免税軽油使用者証の有効期限が、平成26年12月31日より前に期限切れとなる農業の方、平成27年3月31日より前に期限切れとなる漁業の方、初めて申請する方、使用機械に変更がある方は、上記2,3のほか、青森県収入証紙400円分が必要です。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 課税課 ☎22-8581(内線208)

第9回むつ海洋・環境科学シンポジウム開催

むつ市に所在する海洋研究開発機構、日本分析センター、日本海洋科学振興財団、日本原子力研究開発機構の4研究機関が一堂に会し、海洋・環境科学に関する研究活動の一端を住民の方々にわかりやすく御紹介するシンポジウムを開催します。

【日時】11月14日(木) 午後2時30分～午後5時30分

【場所】プラザホテルむつ(むつ市下北町2-46)

【参加料】無料

【お問合せ】第9回むつ海洋・環境科学シンポジウム事務局 ☎25-3811
(独立行政法人海洋研究開発機構むつ研究所内)

平成25年度「特設行政相談所」を開設します

住民のみなさんが、毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事(例えば、道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど)について、苦情や意見・要望などがある方は、お気軽にご相談ください。

なお、相談は無料で相談者の秘密は厳守します。

- ◇日時 11月26日(火) 午前10時から午後2時まで
- ◇場所 津軽海峡文化館「アルサス」2階会議室
- ◇相談担当 行政相談委員 渋田 昌平 (総務大臣が委嘱)
総務省青森行政評価事務所 行政相談官 因幡 公平

【お問合せ】住民・環境部門 担当：品田